答 弁 第 三 一 号平成十九年十月二日受領

内閣衆質一六八第三一号

平成十九年十月二日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道洞爺湖サミットにおける北方領土問題の提議に関する再質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北海道洞爺湖サミットにおける北方領土問題の提議に関する再質問に対す

る答弁書

一、二及び六について

先の答弁書(平成十九年九月十八日内閣衆質一六八第六号)三から五までについてで述べたとおりであ

り、 かかる考えに基づき、政府として、北海道洞爺湖サミットにおいて北方領土問題を提議し、文書等に

盛り込む考えを有していない。

三について

お尋ね 0 「総括」 の意味が必ずしも明らかではないが、 御指摘の千九百九十二年のミュンヘン・サミッ

トにおいて発出された政治宣言において、 北方領土問題への言及がなされており、 該当部分の日本語仮訳

は以下のとおりである。

「我々は、法と正義の原則に基づき外交政策を遂行するとのロシアの公約を歓迎する。我々は、このロ

シアの公約が領土問題の解決を通じた日口関係の完全な正常化の基礎となるものと信じる。」

四及び五について

_-

ミット参加国との信頼関係を損ない、また、今後のロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉上不 G8サミットの準備過程における交渉の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、 他のG8サ

利益をもたらすおそれがあることから、差し控えたい。